

「きょうされん総合補償制度のご案内（手引書）」（2024年度版）

パンフレット訂正について

きょうされん様を契約者とする「きょうされん総合補償制度のご案内（手引書）」パンフレットの記載内容に誤りがございました。お手数をおかけいたしますが、下記、誤りの箇所と訂正内容をご確認いただき、パンフレットをご覧いただきますようお願い申し上げます。

【誤りの箇所と訂正内容】

施設賠償事故の補償の被保険者に関する記載について

（パンフレット記載箇所：13ページ、下図の赤枠部分になります。）

きょうされん総合補償制度のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：①傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたもの ②賠償責任保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたもの ③動産総合保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたもの ④運送保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたもの ⑤業務過誤賠償責任保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたもの ⑥会社役員賠償責任保険普通保険約款に各種特約条項をセットしたものを組み合わせたものです。
- 保険契約者：きょうされん
- 保険期間：2024年5月1日午後4時から1年間となります。保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年5月1日午後4時までとなります。
- 申込締切日：2024年4月15日 中途加入の場合は毎月25日締切（詳細は12ページの〈5〉をご参照ください。）
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：きょうされんの加盟事業所
 - 被保険者：①事業所の利用者本人のみ(A~Bタイプ)、職員・雇用契約を結んだ利用者(C~D)、利用者本人の保護者(Aタイプ)
- ②事業所を運営する事業者およびその役員・使用人、事業者の下請負人、事業者の下請負人の役員・使用人
※役員・使用人、事業者の下請負人、事業者の下請負人の役員・使用人は事業所の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。なお、受託者特約条項は役員・使用人が事業所の業務に関する限りにおいて、補償の対象(被保険者)となります。
- ③事業所を運営する事業者
- ④事業所を運営する事業者
- ⑤事業所を運営する事業者およびその使用人等
※使用人等は、事業所の業務に関するかぎりにおいて補償の対象(被保険者)となります。
- ⑥社会福祉法人の役員(理事・監事)および評議員
- お支払方法：2024年4月15日までに12ページ記載の振込先へお振込みください。中途加入の場合は12ページ記載の締切日までにお振込みください。
- お手続方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店のアライブまでご送付ください。なお、おケガの補償は「加入者一覧表」の送付も必要となります。



正しい内容は以下のとおりとなります。

●被保険者：②

(Eタイプの場合)

a.記名被保険者、b.記名被保険者の役員・使用人、c.記名被保険者の下請負人、d.記名被保険者の下請負人の役員・使用人

※受託者特約条項については、a.bのみとなります（b.は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。）

(Fタイプの場合)

a.記名被保険者、b.記名被保険者の役員・使用人、c.記名被保険者のパートタイマーおよび協力会員（記名被保険者の指示のもと有償で活動する者にかぎる）、d. ホームヘルパー養成研修、福祉用具専門相談員養成研修の受講生（ただし、研修受講に起因して第三者に対し法律上の賠償責任を負担する場合にかぎります。）

※住宅改修業務の場合、記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用人も補償の対象（被保険者）となります。